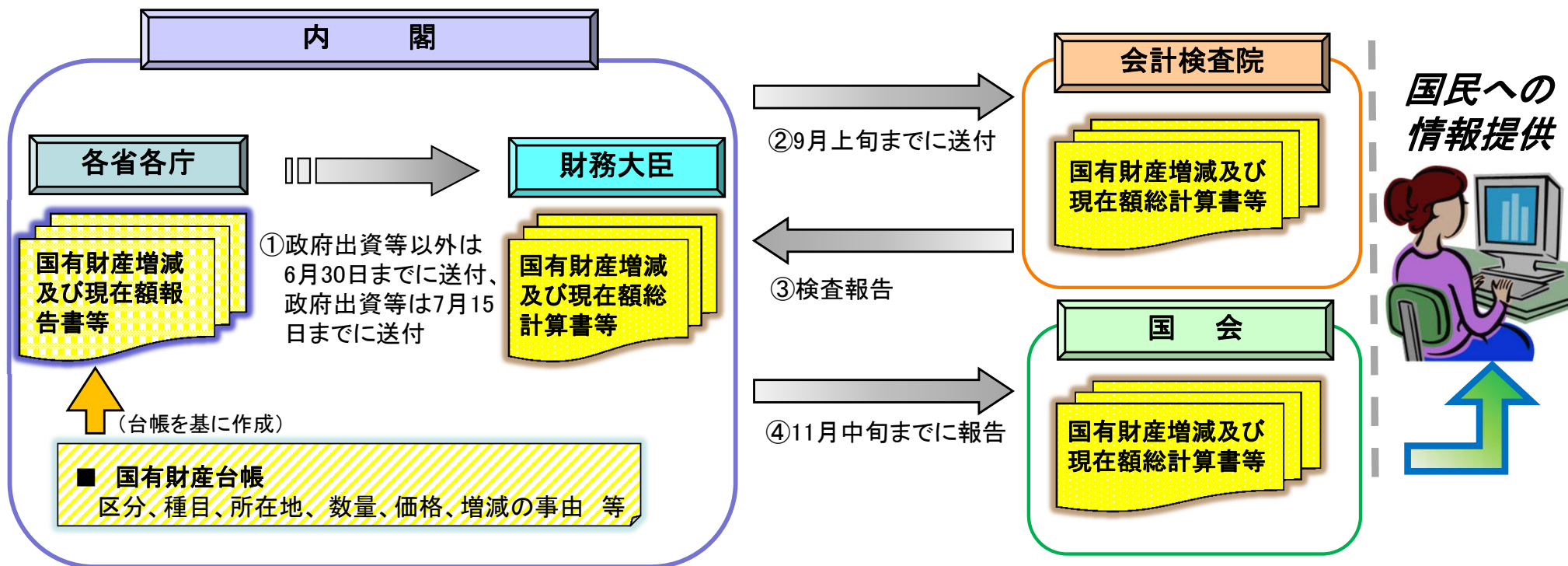


# ○国有財産台帳作成から情報提供までの流れ

- 各省各庁は、国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えることとされています。
- 所管する国有財産において、取得、所管換、処分等による変動があった場合、直ちに台帳に記載・記録することとされています(国有財産法第32条)。
- 台帳には、国有財産の区分(土地、建物等)、種目(敷地、事務所建等)のほか、所在地、数量、価格、増減の事由等が記載されています。
- 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告等については、国会からの「決算の早期化」の要請を受けて、平成15年度決算から国有財産法の規定(第33条、34条、36条、37条)よりも二ヶ月程度早く行うこととしています。



# ○ 国有財産台帳の価格改定の概要

## 価格改定の概要

- ◆ 国有財産の台帳価格については、毎会計年度、当該年度末の現況において、財務大臣の定めるところにより評価し、その評価額により改定しなければならない。（国有財産法施行令第23条）

## 価格改定の評価手法

### ◆ 土地

- ① 相続税評価方式：路線価方式（国有地が面する路線に付された相続税路線価を基に、画地条件による調整をして算定）  
倍率方式（仮の固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じて算定）

- ② 時価倍率方式（※1）：前改定時における台帳価格×前改定時に対応する時価倍率

- ③ その他の方式（※2）：民間精通者等による評価額など

（※1）上記①によることがなじまない財産に適用

- ・ 財産規模が大きいことにより接面道路状況や土地の形状から画地計算が複雑となる財産や用途が特殊な財産

〔例：規模の大きい公園・広場、空港、駐屯地等の防衛施設など〕

- ・ 公共用若しくは公用に供する小規模な施設財産〔例：信号機、道路標識、掲示板、巡査派出所、公衆便所など〕

- ・ 地形狭長等のため、評価土地のみでは当該地目に対応する機能を十分に発揮できない財産

（※2）上記①及び②による評価額が、評価時における近隣地域の土地の時価額等に比し、著しく不相当と認められる場合に適用

### ◆ 立木竹、地役権

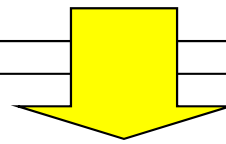
- 前改定時における台帳価格×前改定時に対応する時価倍率

### ◆ 鉱業権

- 前改定時における台帳価格× $\left(1 - \frac{\text{前改定時から評価時までの採掘量}}{\text{前改定時以降の採掘可能量}}\right)$  × 前改定時に対応する時価倍率

# ○ 時価倍率調査について

## ○ 台帳価格改定の方法



## ○ 調査の概要(時価倍率の作成)

### 【土地の場合】

種目(宅地、田、畑、林地、原野等、雑種地)毎に細分し、更に宅地については、用途地域毎(東京都区部及び政令指定都市においては、容積率毎)に細分し、指数を作成  
 ※仕様書において、上記方法以外の適切な作成単位の提案も求めているところ。

## ○ 時価倍率表(H30年度)一部抜粋

市町村コード	都道府県名	市町村名	用途・利用地目	前改定時(平成29年度末)に対応する時価倍率
01000	北海道	北海道	田地	0.99
01000	北海道	北海道	畑地	0.99
01000	北海道	北海道	用材林地	1.00
01000	北海道	北海道	薪炭林地	1.00
01000	北海道	北海道	原野地等	1.00
01000	北海道	北海道	雑種地	1.00
01101	北海道	札幌市中央区	1・2低層	1.00
01101	北海道	札幌市中央区	1・2中高層	1.07
01101	北海道	札幌市中央区	1・2住居	1.07
01101	北海道	札幌市中央区	商業400%未満	1.12
01101	北海道	札幌市中央区	商業400・500%	1.12
01101	北海道	札幌市中央区	商業600・700%	1.15
01101	北海道	札幌市中央区	商業800%以上	1.19
01101	北海道	札幌市中央区	準工業地	1.13
01101	北海道	札幌市中央区	工業・工専	1.01

# ○政策評価との関連について

平成30年度政策評価書における、当該事業を含む政策目標は次のとおり。

政策目標3-3：庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実



3-3-6：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実



本事業の成果と政策目標との関係

国有財産台帳価格改定時価倍率調査を実施し、国有財産現在額等をよりの確に把握した上で、国有財産増減及び現在額総計算書等を作成することにより、政策目標の達成に寄与している。